薬 第 1629－2 号
令和元年８月 29 日

各関係団体長　様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第９条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第９条第１項の規定に基づき、令和元年８月 29 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

１．知事指定薬物

次に掲げる３物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第９条第１項に規定する知事指定薬物に指定しました。

（１）N―フェニル―N―[１―（２―フェニルエチル）ピペリジン―４―イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
【通称名】Ｃｙｃｌｏｐｅｎｔｙｌ　ｆｅｎｔａｎｙｌ

（２）５―（５―フルオロペンチル）―２―（２―フェニルプロパン―２―イル）―１Ｈ―ピリド［４，３―ｂ]インドール―１―オン及びその塩類
【通称名】５Ｆ―ＣＵＭＹＬ―ＰＥＧＡＣＬＯＮＥ

（３）５―ペンチル―２―（２―フェニルプロパン―２―イル）―１Ｈ―ピリド［４，３―ｂ］インドール―１―オン及びその塩類
【通称名】ＣＵＭＹＬ―ＰＥＧＡＣＬＯＮＥ

（４）１から３までに掲げる物のいずれかを含有する物

２．施行期日
令和元年８月 30 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078（直通）
FAX:06-6944-6701